

介護人材定着支援金制度概要

令和4年4月20日

市内の介護事業所等に勤務される方への支援として、令和4年度より介護人材定着支援金制度を創設しました。制度の概要を説明します。(あくまで概要ですので、詳細は要綱で御確認ください。)

1 制度内容

令和4年4月1日以降に新たに福知山市内の介護事業所で常勤雇用契約による勤務を開始された方が一定の勤務期間を満了される度に支援金を交付します。

2 言葉の定義(一部抜粋。詳細は要綱で確認してください。)

常勤雇用契約 次に掲げる要件を全て満たす雇用契約をいいます。

- ア 運営法人等と介護職員が直接締結する雇用契約であること。
- イ 雇用期間の定めがなく、運営法人等が定める常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間の勤務時間が32時間を下回る場合は32時間)に達していること。
- ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定める一般被保険者又は高年齢被保険者であること。

介護職員 令和4年4月1日以後に常勤雇用契約により介護事業所に採用された職員(以下「常勤職員」という。)で、利用者への介護及び看護サービスの提供や相談、指導業務に専ら従事する者であって、申請時において引き続き勤務している者をいいます。(対象となる資格等は要綱に記載)

3 支援金交付金額と必要な勤務期間について

勤務された期間に応じて4種類の支援金があります。

支援金の種類	必要な勤務期間	支給額	申請可能な期間
6か月支援金	6か月	10万円	必要な勤務期間が経過した日以降、経過した日が属する月の翌月末まで申請可能
1年支援金	1年	10万円	
2年支援金	2年	20万円	
3年支援金	3年	20万円	

下記の点についてご確認ください。

- ・「勤務期間」とは勤務開始後継続して勤務する期間です。
- ・休職・欠勤について、月に出勤すべき日数の半分以上休職・欠勤した場合はその月は「勤務期間」には含めません。
- ・支援金を受け取れるのは、勤務開始後3年間です。

交付対象者が初めて交付を受けた支援金(6か月支援金)に係る勤続期間の起算日から3年を超えた日後の日は、交付対象勤続期間に算入しません。

例)令和4年4月1日勤務開始の方の交付対象勤続期間の最終日

→令和7年3月31日

※この期間中3か月の休職や欠勤があった場合、その期間経過後の支援金の交付を申請できる日はそれぞれ3か月ずつ遅くなります。

この場合、3年支援金の交付要件「3年以上の勤務」を満たすのは令和7年6月30日ですが、支援金の交付対象勤続期間(令和7年3月31日)を超えており、3年支援金の交付は受けられないことになります。

4 交付対象にならない方

- (1)過去に支援金の交付を受けた方で、出産・育児以外の理由で退職した方
- (2)過去に支援金の交付を受け、出産・育児を理由に退職された方で、退職理由となった子が満2歳に達するまでに常勤職員として勤務しなかった方
- (3)過去に支援金の交付を受けた方で、出産・育児・介護・労災以外の理由で常勤雇用契約を終了した方
- (4)過去に支援金の交付を受けた方で、雇用契約を変更し常勤でなくなった場合、出産・育児が理由の方は対象の子が2歳になるまでに常勤に戻らなかったとき。介護や疾病が理由の方はその方のケースにより常勤に戻るべき期間に常勤に戻らなかったとき
- (5)過去に福知山市介護人材確保促進事業家賃補助金の交付を受けた方
- (6)介護事業所を退職後1年経過していない方
- (7)外国人で在留資格「介護」でない方

5 申請方法

勤続期間が各支援金で定める期間を超えた日の属する月の翌月末日までに必要書類を市に提出してください。

例)令和4年4月10日に勤務開始

6か月支援金交付対象となる日:令和4年10月9日

交付申請期間:令和4年10月10日から令和4年11月30日

- 必要書類 ① 福知山市介護人材定着支援金交付申請書
② 勤務する介護事業所の勤務証明書

6 適用期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日

(令和7年3月31日までに勤務を開始された方が対象となります。)

7 お問い合わせ

福知山市福祉保健部高齢者福祉課 高齢企画係

TEL:24-7072(直通)

E-mail:kourei@city.fukuchiyama.lg.jp